

福島県再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業
(民間施設支援事業) 実施要領

(目的)

第1 この実施要領は、「福島県再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業(民間施設支援事業)補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)」第17条の規定に基づき、補助金の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付要綱第2条に規定する用語の定義)

第2 交付要綱第2条に規定する各号に掲げる用語の定義で別に定めるものは、次のとおりとする。

(1) 防災拠点となり得る施設

「防災拠点となり得る施設」とは、地域住民を始めとした不特定多数の人が利用するなど災害時において地域の防災拠点となり得る下記に掲げる施設をいう。

ア 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所

イ 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第7条に規定する鉄道事業者が設置する駅舎等

ウ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校。ただし、下記のいずれ

かの条件に該当する施設に限る。以下エ、オ及びキについても同様とする。

(ア) 市町村地域防災計画に基づく避難に関する施設等として指定を受けている。

(イ) 市町村との間で防災に関する協定を締結している。

(ウ) 県との間で「災害時における徒歩帰宅者の支援に関する協定」を締結している。

(エ) 原則として過去の災害時等に避難所等となり、地域住民を始めとした不特定多数の人を受け入れた実績があり、かつ、今後も避難所等となり得る施設であって知事が必要と認める施設

エ 旅館業法(昭和23年7月12日法律第138号)第3条第1項に基づき旅館業の許可を受けている宿泊等施設(ただし、災害等の非常時に避難所等になり得るものに限る。以下オについても同様とする。)

オ コンビニエンスストア等

カ 市町村が指定する福祉避難所

キ その他知事が特に必要と認める施設

(2) 再生可能エネルギー等

「再生可能エネルギー等」とは、再生可能エネルギー(下記のアからキ)及び再生可能エネルギーに付帯するもの(下記のクからサ)であって、下記に掲げるものをいう。

ただし、夜間電力の確保又は安定した電力供給が困難な太陽光設備や風力設備等を設置する場合は、蓄電池も同時に設置するものとする。

- ア 太陽光
- イ 風力
- ウ 小水力
- エ 地中熱
- オ 廃熱、地熱
- カ バイオマス
- キ 太陽熱、雪氷等
- ク 蓄電池
- ケ 街路灯、道路灯（再生可能エネルギーや蓄電池を併設したLED街路灯や調光機能を有するLED灯等、長寿命の街路灯に限る。）
- コ 屋内高所照明（点灯時に大きな電圧が必要な水銀灯を、 LED灯等、長寿命の照明に更新する場合に限る。）
- サ 燃料電池等

（実施計画）

第3 補助金の交付を申請しようとする者（以下「補助金交付申請予定者」という。）は、知事が定める日までに、福島県再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業（民間施設支援事業）実施計画書（様式第1号）（以下「実施計画書」という。）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 導入設備規模算定根拠
 - ア 災害時に使用する機器、使用エネルギー量、再生可能エネルギー等設備の規模及びその算定根拠
 - イ 再生可能エネルギー等設備のカタログ、仕様書、図面
 - ウ 既存発電設備の設置の有無、種類及び規模
 - エ 電力会社との契約状況
- (2) 事業費算定根拠
 - ア 見積額の比較表
 - イ 2社以上から徴収した見積書
- (3) 平面図及び工事内容の分かる概略図等(平常時の配線系統図及び電気供給遮断時の配線系統図を含む。)
- (4) 直前3期分の貸借対照表及び損益計算書
- (5) 定款その他の基本約款及び登記事項証明書(商業登記及び設備を整備する施設の不動産登記)
- (6) 県税（法人事業税、法人県民税、個人事業税、不動産取得税及び自動車税）の納税証明書(※非課税事業者の場合はその旨の納税証明書)
- (7) 施設の概要資料（パンフレット、附近地図等）

- (8) 施設所在市町村長の意見書の写し(様式第1－2号)
 - (9) 設備を整備する施設の耐震性を有することを証する書面
 - (10) 下記のいずれかを証する書面(※学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、旅館業法(昭和23年7月12日法律第138号)第3条第1項に基づき旅館業の許可を受けている宿泊等施設及びコンビニエンスストア等が申請する場合。)
 - ア 市町村地域防災計画に基づく避難に関する施設等として指定を受けている。
 - イ 市町村との間で防災に関する協定を締結している。
 - ウ 県との間で「災害時における徒歩帰宅者の支援に関する協定」を締結している。
 - エ 過去の災害時等に避難所等となり、地域住民を始めとした不特定多数の人を受け入れた実績があり、かつ、今後も避難所等となり得る。
 - (11) 旅館業法(昭和23年7月12日法律第138号)第3条第1項に基づく旅館業の許可証(※旅館業法(昭和23年7月12日法律第138号)第3条第1項に基づき旅館業の許可を受けている宿泊等施設が申請する場合。)
 - (12) 市町村が指定する福祉避難所であることを証する書面(※市町村が指定する福祉避難所が申請する場合。)
 - (13) 設備設置前の状況が確認できるカラー写真
- 2 補助金交付申請予定者から民間施設支援事業に係る市町村意見書について(様式第1－1号)の提出を受けた市町村長は、民間施設支援事業に係る市町村意見書(様式第1－2号)(以下「意見書」という。)により、地域防災計画上の位置付け、過去における災害時の対応実績、事業を実施することによる効果等に関する意見を付して、速やかに当該補助金交付申請予定者に意見書を交付しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による実施計画書等の提出があった場合は、別表1に基づき当該計画書の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、別表1に掲げる補助事業の採択方針及び採択基準に適合すると判断した場合には、補助金交付申請予定者に対し、補助金の内示を行うものとする。

(補助金交付申請)

第4 補助金交付申請予定者は、第3第3項による内示を受けた場合には、交付要綱第6条の規定により施設ごとに申請書を作成し、知事に提出するものとする。

(補助金の交付の通知)

第5 知事は第4の規定により申請書の提出があった場合には、別表1に基づき当該申請書の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、予算の範囲内において補助金を交付すべきと認めた時は、補助事業者に対し、補助金交付指令により補助金の交付決定を行うものとする。

(事業の着手)

第6 補助事業者による事業の着手は、補助金交付指令に基づき行うものとする。

また、補助事業者は事業に着手した場合には、民間施設支援事業着手届出（様式第2号）を作成し、知事に提出するものとする。

（増設改修等に伴う手続き）

第7 補助事業によって取得し、又は効用の増加した設備の移転、更新又は主要機能の変更を伴う増設、改修等をしようとするときは、民間施設支援事業で取得した設備等の増設（改修、移転、更新等）届け（様式第3号）を作成し、知事に提出するものとする。

（災害の報告）

第8 補助事業によって取得し、又は効用の増加した設備等について、耐用年数期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに民間施設支援事業で取得した設備等の災害報告書（様式第4号）を作成し、知事に提出するものとする。

（交付要綱第13条第1項に規定する別に定める書類）

第9 交付要綱第13条第1項に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 契約書等の写し
- (2) 設備の概要が確認できるカラー写真
- (3) 補助金振込口座の通帳の写し（金融機関名、支店名口座番号、口座名義等が確認できる部分のみ）
- (4) 設備の完成図書
- (5) その他知事が必要とする書類

（事業の実施状況報告）

第10 補助金の交付を受けた補助事業者は、少なくとも事業実施後から2年間、「福島議定書事業」に参加するとともに、県に対し事業実施による温室効果ガスの削減効果（電気・水道・燃料等の使用量等から算出）を報告するものとする。

（事業効果の評価）

第11 知事は、温室効果ガスの削減に関する事業効果について、第11の報告に基づき評価を行うこととする。

- 2 前項の評価の結果、想定した事業効果が得られていない事業が認められた場合に、県は、当該事業を実施した補助事業者に対し、その原因と改善計画が記載された文書の提出を求めることが出来るものとする。
- 3 前項の規定により、文書の提出を求められた補助事業者は、速やかに知事に提出するとともに、知事より改善の指示があった場合には、その指示に従うものとする。

(利益等排除の方法)

第12 交付要綱第16条第4項の規定による利益等排除で別に定めるところは、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 補助事業者の自社調達の場合は、原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の「製造原価」をいう。
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合は、取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。
- (3) 補助事業者の関係会社（第2号を除く）からの調達の場合は、取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

附則

- 1 この要領は、平成24年9月3日から施行する。
- 2 福島県再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業（民間施設支援事業）実施要領（平成24年5月22日決定）は、廃止する。

附則

この要領は、平成25年5月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

別表 1

補助事業の採択方針
<ul style="list-style-type: none">・ 災害時に不特定多数の地域住民等を受け入れる防災拠点となり得る施設等へ、必要最低限の再生可能エネルギー等を導入するもの。・ 平時においては再生可能エネルギーの利用により、温室効果ガス排出削減に寄与するもの。
補助事業の採択基準
<p>【事業者に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 施設の所有者であるもの。・ 補助事業の予算が適切であるもの。・ 補助事業に要する自己資金の調達能力が十分である、事業を継続して安定的に実施できる見通しがある等経営内容が堅実であるもの。・ 少なくとも事業実施後から2年間、「福島議定書事業」に参加するもの。・ 県税等の滞納がないもの。
<p>【施設に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 福島県内に位置するもの。・ 不特定多数の地域住民等の受け入れが可能であり、災害発生時においても、防災拠点となり得る施設であるもの。・ 地域における防災拠点として、どの程度の地域をカバーできるか等、面的な広がりを考慮して妥当性を有するもの。・ 耐震性を有するもの。
<p>【設備に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 導入する再生可能エネルギー等設備は、得られた電力を専ら自らの施設等において消費する等その規模が妥当であるもの。・ 導入する再生可能エネルギー等設備を効率的に使用する計画が明確であるもの。・ 夜間電力の確保及び安定した電力供給が困難な太陽光設備や風力設備等を設置する場合は、蓄電池も同時に設置するもの。・ 災害時等において、商用電力からの電力供給が遮断された場合においても、自立運転が可能であるもの。・ 次の事項に該当しないもの。<ol style="list-style-type: none">(1) 中古品の設置、修繕その他これらに類するもの。(2) 既に設置工事に着手しているもの。(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第4条に基づき電気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給するもの。(4) 交付要綱又は福島県再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業（大規模民間施設支援事業）補助金交付要綱により既に補助金を受けているもの。